別表第２の３（第66条関係）

船舶の長さ（メートル）		20未満	20以上180未満	180以上
金額（円）	旅客船	271,700	1,143,400	3,237,400
	旅客船以外の船舶	271,700	489,200	489,200

（新設）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第四十五条**　（略） ２～７　（略） ８　外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、船舶の長さが百八十メートル以上の旅客船にあつては五百七十八万千二百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円）を加算した額とする。 ９～12　（略）	（手数料） **第四十五条**　（略） ２～７　（略） ８　外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。 ９～12　（略）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第四十七条**　（略） ２　外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初回確認を受ける場合は、船舶の長さが百八十メートル以上の旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。）にあっては五百七十八万千二百円、その他の船舶にあっては四十八万五千二百円）を加算した額とする。 ３～６　（略）	（手数料） **第四十七条**　（略） ２　外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初回確認を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。 ３～６　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。